## 「杉並区立男女平等推進センター相談業務公募型プロポーザル」実施内容一部変更のお知らせ

「杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る公募型プロポーザル実施要領」と 「別紙1-1 杉並区立男女平等推進センター相談業務内容説明書」の変更内容は以下のとおりです。

## 杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る公募型プロポーザル実施要領

|     |                 |             | 旧                                       | 新   |
|-----|-----------------|-------------|---|---|
| P 2 | 4 実施手順          | 企画提案書等提出期間  | 令和6年8月8日(木)から令和6年9月20日<br>(金)午後5時まで(必着) | 令和6年8月8日 (木) から <u>令和6年10月1日</u><br><u>(火)</u> 午後5時まで(必着) |
|     |                 | 第一次審査(書類審査) | 令和6年10月23日(水)予定                         | <u>令和6年10月30日(水)</u> 予定                                   |
| Р3  | 6 企画提案書等の<br>提出 | (5)提出期限     | 令和6年9月20日(金)午後5時必着                      | <u>令和6年10月1日(火)</u> 午後5時必着                                |

## 別紙1-1 杉並区立男女平等推進センター相談業務内容説明書

|     |        |          | 旧   | 新   |
|-----|--------|----------|---|---|
| P 1 | 4 実施日時 | (1) 電話相談 | ①一般相談・DV相談:月、火、木、金曜日の午前<br>9時から午後5時まで   | ①一般相談・DV相談:月、火、木、金曜日の午前<br>9時から午後5時まで   |
|     |        |          | 水曜日は正午から午後8時まで  | 水曜日は <u>午前9時から</u> 午後8時まで   |
|     |        |          |   | ①一般相談・DV相談:火曜日及び金曜日の午前9<br>時から午後5時まで  |
|     |        |          | 水曜日は正午から午後8時まで(予約制)   | 【削除】  |
|     | 5 相談体制 |          | 以上、欠・金曜日は3人以上配直する。<br>なお、性的マイノリティ専門相談を実施する水曜<br>日については、3人以上配置し、かつ午後4時以<br>降は性的マイノリティ専門相談に対応できる男性<br>相談員を1人以上配置する。配置時間について | 相談員の配置については、月・水・木曜日は2人以上、火・金曜日は3人以上配置する。なお、性的マイノリティ専門相談を実施する水曜日については、午後4時以降3人以上配置し、かつ性的マイノリティ専門相談に対応できる相談員を1人以上配置する。配置時間については、別途、区と協議の上、配置表を作成すること。 |